平成 23 年度 継続事務事業評価シート 事業類型 I ソフト事業

1次評価のみ

	コード		名	称	区分	コード		名	稍	
					会計	01	一般会計			
事業名 442 健康診査事業(補助金分)				12 健康診査事業(補助金分)	款	04	衛生費			
							保健衛生費			
基本	01	10下士尺の	10下去日の原序を###+7			01	保健衛生総	務費		
施策	01	נון נלטו	10万市民の健康を維持する				保健事業			
行革	大綱の	重点事項番号			細々目	53	健康診査事	業(補助	金分)	
担当部課		コード 130900		担当者	+	田友美	連絡先	22 -	9653	
担当	叩眯	名 称 健康福祉部 健康推進課		氏名	^	四 及天	建耐兀	(内線)	2713	

事務事業の概要(Plan)

対象	対象(誰を、何を) 40歳以上の市民(医療				療保険未加入者)	※対象件数
成	果(ど	うする)	生活習	情病等の早期	月発見につながる	
根拠	L法令	·要綱等			健康増進法、高齢者の医療	の確保に関する法律
開始 ⁴ 終了 ⁴			年度 年度	関連事業		
H22	-					
事						
社会情勢 の変化等					より、特定健診(各保険者が実施	に移行のため、健診対象者は健康増進法によ

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 2 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

建昌14 同() 他部	(の建設」「施設の官理・連呂」のみ記人)	
1 運営主体		
委託先		
2 配置人員		人
3 年間運営費		千円
4 市内の 類似施設		

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

	指標名	単位	実績値				目標値		
活	1811年13	辛拉		H21		H22	H23	H24	
動	健康診査受診者数		目標	100	目標	120	120	120	
指	性球形宜文形有数		実績	91	実績	87			
標			目標		目標				
			実績		実績				

	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値				目標値	
成	78198-13	11保収定の与え力 4		H21		H22		H23	H24
果	健康診査受診率	分子(受診者数):分母(対象者)	%	目標	12.7	目標	15	15	15
指	(性尿形宜文形平	万寸(支衫有数):万草(对象有)	90	実績	10.5	実績	11.5	15	15
標				目標		目標			
				実績		実績			

			H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		直接事業費計 (A)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
40.		直接手来其前(八)	35,773	35,060	38,965	40,300
投	A	国庫支出金	16,185	6,750	7,364	8,016
1 4	ရွ	県 支 出 金	459	458	1,112	1,445
7	財富	地方債				
î	角	その他				
•	: 點	一般財源	19,129	27,852	30,489	30,839
		事業投入人件費(B)	0.2 人 1,440	0.2 人 1,440	0.2 人 1,440	0.2 人 1,440
		フルコスト(A) + (B)	37 213	36 500	40.405	41 740

事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に〇をつけてください)		備考欄(特記事項)
	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	0	
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、 民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		平成20年度から老人保健法による基本健康
必	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	0	診査から保険者が実施する特定健康診査に
必要性	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情 報提供、相談等を目的とした事業		制度が変更になり、受診率が大幅に低下した。従来の基本健康診査同様の受診率を確
Œ	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事		保するには受診の勧奨、特定健康診査後の
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		保健指導を充実する必要がある。
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
	【〇をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
	財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【〇をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	0	
	市民が高額な健康診査費用を必要とし、受診率の低下を招く。		
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。		
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	0	
	サービス水準や対象を見直す余地がある。		
	当初設定した計画を 60%以上80%未満 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改	善策】	
	予算の繰越の有無 無 受診勧奨のため啓発活動・保健指	導の参加	機会の拡大に努める。
度	【予算の線越がある場合、線越の種別】 スションス・シース・ストランストランス・ストランストランス・ストランス・ストランストランストランストランストランストランストランストランストランストラン		
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
勿	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		特定健康診査は、生活保護受給者を対象と
率件	[事業名] 取状を発行されたフェルジャンを表示なる		しており、受益者に負担を求めることはで
性	受益者負担を求めることができる事業である。	_	きない。
	全体コストにおける負担構成は適正である。	0	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		l

昨年度の評	個相条に基づく以音束への取り組み状況				
改善策	平成23年7月までに、特定健診制度のチラシを保護世帯に対して数回配布する。				
昨年度の	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】				
	f定健診制度のチラシを保護世帯に配布する等特定の対象者に周知をはかることができなかった。				

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	入本 理								
	【方向性】		現状維持						
事業の方向性	【理由】								
	健康増進法に基づいた生活習慣病の発見・予防について必要不可欠の事業であるため、現状維持としたい。								
	対象者が増加してくることが考えられるので、効果的に実施していくために業務全体の整理が必要と思われる。各対象者の生活習慣改善につなげていく ため、保健指導方法のレベルアップ・保健師のスキルアップが必須である。								
## 20Min									
対する改善策	健康増進法による健診被保険者の受診率が低いため、意識改革と受診環境の改善が必要であり、健康づくり事業と連携したPRが必要である。また平成 20年度から健康診査の制度が大幅に変更されたため、保険者(国民健康保険)と連携して受診率の向上に努める。また保健師等指導者育成のため特								
	可定保健指導の積極的に研修会に参加する必要がある。 でいて、健診対象者の担当CSと連携し、受診率向上に努める。								